

- (4) 当社が実施するコンプライアンス研修等は、子会社役職員も同様にその対象者とし、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から要請があった場合には、当社の使用人の中から適切な人材を専従スタッフとして個別に任命して配置する。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 専従スタッフの独立した業務遂行を確保するために、当該使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (2) 当該使用人に対して監査役が指示した補助業務については、取締役の指揮命令権が及ばないこととする。

8. 当社及びその子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は監査役に対して、定期的に以下の事項について報告する。
- イ. 取締役会にて審議、報告された案件
 - ロ. 内部監査の結果
 - ハ. 内部通報制度を利用した通報の状況
 - ニ. その他業務執行に関する重要な事項
- (2) 上記以外においても、当社及び子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は随時、以下の事項を監査役に報告する。
- イ. 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生
 - ロ. 法令違反等の不正行為が発生する可能性もしくは発生した事実
 - ハ. 当社及び子会社の信用を著しく失墜させる事態
 - ニ. 内部管理の体制、手続き等に関する重大な欠陥や問題点
 - ホ. 重要会議の開催予定
- (3) 取締役及び使用人は、監査役から要請があった場合には必要な資料を添えて説明する。
- (4) 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

9. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- (2) 代表取締役と監査役との意見交換を密にし、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- (3) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

以 上